

船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則

1. 案内情報

- 手続名 : 安全衛生委員会設置報告
手続根拠 : 船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則第5条第3項
手続対象者 : 常時使用する船員の数が50人以上である船舶所有者
提出時期 : の状況になった日から1ヶ月以内。
提出方法 : 主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長へ提出する。
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし
申請書様式 : 安全衛生委員会設置報告書・正副各1通
記載要領・記載例 : 提出先となる運輸局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先

北海道運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 1 3 4 - 2 3 - 4 2 1 5
東北運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 6 3
新潟運輸局船舶船員部労働基準・安全衛生課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 6
関東運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 2
中部運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 2 6
近畿運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 2
神戸海運監理部船員部労働基準・安全衛生課	0 7 8 - 3 2 1 - 7 0 5 5
中国運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 0 1
四国運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 8 7 - 8 2 5 - 1 1 9 5
九州運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 9 3 - 3 3 2 - 8 0 8 5
沖縄総合事務局運輸部海運第二課	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：上記提出先

3. 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -

第2号様式（第5条関係）（日本工業規格A列4番）

安全衛生委員会設置報告書			
			年 月 日
地方運輸局長 殿			
海運監理部長			
		船舶所有者の氏名 又は名称及び住所	
		印	
主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地		設置年月日	
常時使用する船員の数	人(うち乗組員 人、予備船員 人)		
委員の員数及び構成	一 号 委 員		
	二 号 委 員	選任の方法	
	三 号 委 員	員 数	人(うち船員 人、労働組合等の推薦者 人)
	三 号 委 員	選任の方法	
員 数	人(うち船員 人、労働組合等の推薦者 人)		
運方 営 の 法			
参事 考 項			

備 考

- 1 「委員の員数及び構成」の欄中「一号委員」、「二号委員」及び「三号委員」とは法第11条第2項第1号、第2号及び第3号の委員をいい、「労働組合等」とは同条第4項の労働組合又は船員の過半数を代表する者をいう。
- 2 「一号委員」の欄には、総括安全衛生担当者である場合にはその旨を、総括安全衛生担当者以外の者である場合にはその者の氏名並びに現在の役職名及びその職務の内容を簡潔に記入すること。
- 3 「選任の方法」の欄には、選任するに当たって考慮すべき事項及び選任の手続について記入すること。
- 4 「員数」の欄の船員の員数は、船員であった者を含む員数を記入すること。
- 5 「運営の方法」の欄には、議長となるべき者、定足数、議決方法、開催の頻度その他安全衛生委員会の運営方法について記入すること。
- 6 一号委員が労働組合等の推薦者である場合には「参考事項」の欄にその旨を記入すること。